

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 ティアック株式会社
代表者名 取締役社長 坂井 淑晃
(コード番号 6803 東証第 1 部)
問合せ先 広報グループマネジャー
水石 和夫
(TEL 0422 - 52 - 5009)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関し、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 58 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、電子公告、参考書類等のインターネット開示、書面による取締役会決議、社外監査役の責任限定契約等の各制度を採用するために必要な変更を行うとともに、会社法にもとづく株式会社として必要な規定の新設、削除ならびに所要の文言の整備等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 29 日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日(木曜日)

以 上

< 定款変更の内容 >

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 4 条 (公告の方法) 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u> (新設)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条 (株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、4 億 8 千万株とし、このうち 4 億株は普通株式、8 千万株は A 種優先株式とする。<u>ただし、普通株式につき消却が行われた場合または A 種優先株式につき消却もしくは普通株式への転換が行われた場合は、それぞれこれに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>第 6 条 (自己株式の買受け) 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を買受け</u><u>ることができる。</u></p> <p>第 7 条 (1 単元の株式の数) 当社の 1 単元の株式の数は、普通株式および A 種優先株式それぞれにつき 1,000 株とする。</p> <p>第 8 条 (1 単元の株式の数に満たない株式に係る株券) <u>当社は、1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。) に係る株券を発行しない。</u> (新設) (新設)</p> <p>第 9 条 (名義書換代理人) 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 4 条 (公告方法) 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条 (発行可能株式総数) 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、4 億 8 千万株とし、このうち 4 億株は普通株式、8 千万株は A 種優先株式とする。</p> <p>第 6 条 (自己株式の取得) 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己株式を取得</u><u>することができる。</u></p> <p>第 7 条 (単元株式数) 当社の<u>単元株式数</u>は、普通株式および A 種優先株式それぞれにつき 1,000 株とする。 (削除)</p> <p>第 8 条 (株式の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> <u>前項の規定にかかわらず当社は単元未満株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第 9 条 (単元未満株式についての権利) <u>当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) 会社法 189 条 2 項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第 10 条 (株主名簿管理人) 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p>

当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

第 10 条 (株式取扱規則)

当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 11 条 (基準日)

当社は、毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録されている株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。

第 2 章の 2 優先株式

第 11 条の 2 (優先配当金)

当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種優先株式を有する株主(以下「A 種優先株主」という。)または A 種優先株式の登録質権者(以下「A 種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、A 種優先株式 1 株につき A 種優先株式の発行価額(50 円)に、それぞれの営業年度ごとに次の年率(以下「A 種優先株式年配当率」という。)を乗じて算出した額の利益配当金(以下「A 種優先配当金」という。)を支払う。

A 種優先株式年配当率 = 日本円 TIBOR (6ヶ月物) + 2.50%

「日本円 TIBOR (6ヶ月物)」とは、平成 17 年 4 月 1 日以降の毎年 4 月 1 日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)(以下「A 種優先株式優先配当算出基準日」という。)の、午前 11 時における日本円の 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円 TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値のうち、支払うべき A 種優先配当金に関する営業年度内に含まれる日に係る数値をいう。

A 種優先株式優先配当算出基準日に日本円 TIBOR (6ヶ月物)が公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)ロンドン時間午前 11 時におけるスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間

当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

第 11 条 (株式取扱規則)

当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 12 条 (基準日)

当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 2 章の 2 優先株式

第 12 条の 2 (優先配当金)

当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種優先株式を有する株主(以下「A 種優先株主」という。)または A 種優先株式の登録株式質権者(以下「A 種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A 種優先株式 1 株につき A 種優先株式の払込価額(50 円)に、それぞれの事業年度ごとに次の年率(以下「A 種優先株式年配当率」という。)を乗じて算出した額の剰余金の配当(以下「A 種優先配当金」という。)を行う。

A 種優先株式年配当率 = 日本円 TIBOR (6ヶ月物) + 2.50%

「日本円 TIBOR (6ヶ月物)」とは、平成 17 年 4 月 1 日以降の毎年 4 月 1 日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)(以下「A 種優先株式優先配当算出基準日」という。)の、午前 11 時における日本円の 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円 TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値のうち、支払うべき A 種優先配当金に関する営業年度内に含まれる日に係る数値をいう。

A 種優先株式優先配当算出基準日に日本円 TIBOR (6ヶ月物)が公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)ロンドン時間午前 11 時におけるスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間

市場出し手レート(ユーロ円 LIBOR 6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを、日本円 TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いるものとする。日本円 TIBOR(6ヶ月物)またはこれに代えて用いる数値は、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。

当社は、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対して、A種優先中間配当は行わない。

ある営業年度においてA種優先株主またはA種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積する。

当社は、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて利益配当は行わない。

第11条の3(残余財産の分配)

当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき50円を支払う。

A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

第11条の4(買受または強制消却)

当社は、配当すべき利益をもって、いつでもA種優先株式を買受けることができる。また、当社は、取締役会の決議により、配当すべき利益をもってA種優先株式を強制消却することができる。

A種優先株式1株当りの買受価額または強制消却の対価は、下記の価額により、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対して、発行後買受または強制消却までの間に実際に支払われたA種優先配当金の総額を減算した金額とする。

- 1.平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間については50円
- 2.平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間については57円
- 3.平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間については66円

第11条の5(議決権)

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

第11条の6(株式の併合または分割)

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

第11条の7(新株引受権等の付与)

当社は、株主に新株の引受権、新株予約権の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の、A種

市場出し手レート(ユーロ円 LIBOR 6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを、日本円 TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いるものとする。日本円 TIBOR(6ヶ月物)またはこれに代えて用いる数値は、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。

当社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先中間配当は行わない。

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。

当社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

第12条の3(残余財産の分配)

当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき50円を支払う。

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

第12条の4(取得条項)

当社は、分配可能額の範囲内で、いつでもA種優先株式を取得することができる。

A種優先株式1株当りの取得と引換えに交付する金銭の額は、下記の価額により、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、発行後取得までの間に実際に支払われたA種優先配当金の総額を減算した金額とする。

- 1.平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間については50円
- 2.平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間については57円
- 3.平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間については66円

第12条の5(議決権)

(現行どおり)

第12条の6(株式の併合または分割)

(現行どおり)

第12条の7(募集株式の割当てを受ける権利等の付与)

当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利、新株予約権の割当てを受ける権利または新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場

優先株主にはA種優先株式の、新株の引受権、新株予約権の引受権または新株予約権付社債の引受権を同時に同一の割合で与える。

第11条の8（転換予約権）

A種優先株主は、次の条件に従って、その保有するA種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

1. 転換を請求することができる期間

平成17年7月1日から平成20年3月31日までとする。

2. 転換の条件

A種優先株式は、前号の期間中、1株につき下記(a)、(b)および(c)に定める転換価額により、当会社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は50円とする。ただし、平成17年3月30日を払込期日とする普通株式の発行価額が当初転換価額を下回る場合には、当初転換価額は普通株式の発行価額に修正されるものとする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年7月1日以降平成20年3月31日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、A種優先株式の全部または一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に修正されるものとする（円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる修正後転換価額は、当該転換請求がなされたA種優先株式を含むA種優先株式の全部に適用されるものとする。）。ただし、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する金額（ただし、下記(d)の調整を受ける。）（以下、「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（ただし、下記(d)の調整を受ける。）（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

A種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

合に応じて、普通株主には普通株式の、A種優先株主にはA種優先株式の、募集株式の割当てを受ける権利、新株予約権の割当てを受ける権利または新株予約権付社債の割当てを受ける権利を同時に同一の割合で与える。

第12条の8（取得請求権）

A種優先株主は、次の条件に従って、当会社に対して、その保有するA種優先株式を当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に取得させることができる。

1. 取得を請求することができる期間

平成17年7月1日から平成20年3月31日までとする。

2. 取得の条件

A種優先株式は、前号の期間中、1株につき下記(a)、(b)および(c)に定める取得価額により、当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に取得させることができる。

(a) 当初取得価額

当初取得価額は50円とする。ただし、平成17年3月30日を払込期日とする普通株式の払込価額が当初取得価額を下回る場合には、当初取得価額は普通株式の払込価額に修正されるものとする。

(b) 取得価額の修正

取得価額は、平成17年7月1日以降平成20年3月31日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各取得請求可能日において、A種優先株式の全部または一部について取得請求がなされる場合には、当該取得請求可能日をもって、当該取得請求可能日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に修正されるものとする（円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる修正後取得価額は、当該取得請求がなされたA種優先株式を含むA種優先株式の全部に適用されるものとする。）。ただし、当該平均値が当初取得価額の50%に相当する金額（ただし、下記(d)の調整を受ける。）（以下、「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該平均値が当初取得価額の100%に相当する額（ただし、下記(d)の調整を受ける。）（以下「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

(c) 取得価額の調整

A種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

調整後転換価額 =

$$\frac{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{1株当りの時価}}}{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行普通株式数}}$$

調整前転換価額 ×

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって、普通株式を発行または自己株式を処分する場合（ただし、株式の分割、転換予約権付株式の転換または新株予約権の行使による場合を除く。また、株主割当の場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、これを適用する。なお、自己株式の処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」に、「1株当りの払込金額」は「1株当りの処分価額」に、また「自己株式数」は「処分前自己株式数」に、それぞれ読み替える。

株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日があるときにはその株主割当日の翌日以降、株式の分割のための株主割当日がないときには当会社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。なお、この場合、転換価額調整式における「（既発行普通株式数 - 自己株式数）」は「既発行普通株式数」と読み替える。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨を取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または権利行使により発行される普通株式1株当りの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合（ただし、株主割当の場合を除く。）

調整後転換価額は、その証券の発行日に、発行される証券の全額が転換または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行される株式の転換価額または当該新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当りの額が、その払込期日において確定しないという場合、調整後転換価額は、これらの額が決定される日（以下「価額決定日」という。）において、発行される株式の全額が転換され、もしくは新株予約権の全てが行使されたものとみなし、価額決定日の翌日以降、これを適用する。

上記 に掲げる場合のほか、合併、株式移転、株

調整後取得価額 =

$$\frac{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{1株当りの時価}}}{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行普通株式数}}$$

調整前取得価額 ×

取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって、普通株式を発行または自己株式を処分する場合（ただし、株式の分割、株式無償割当て、取得請求権付株式の取得または新株予約権の行使による場合を除く。また、株主割当の場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、これを適用する。なお、自己株式の処分の場合には、取得価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」に、「1株当りの払込金額」は「1株当りの処分価額」に、また「自己株式数」は「処分前自己株式数」に、それぞれ読み替える。

株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後取得価額は、株式の分割のための株主割当日があるときにはその株主割当日の翌日以降、株式の分割のための株主割当日がないときには当会社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。なお、この場合、取得価額調整式における「（既発行普通株式数 - 自己株式数）」は「既発行普通株式数」と読み替える。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨を取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本金への組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の資本金への組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式または権利行使により発行される普通株式1株当りの払込価額が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合（ただし、株主割当の場合を除く。）

調整後取得価額は、その証券の発行日に、発行される証券の全額が取得または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行される株式の取得価額または当該新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当りの額が、その払込期日において確定しないという場合、調整後取得価額は、これらの額が決定される日（以下「価額決定日」という。）において、発行される株式の全額が取得され、もしくは新株予約権の全てが行使されたものとみなし、価額決定日の翌日以降、これを適用する。

上記 に掲げる場合のほか、合併、株式移転、株

式交換、会社の分割、資本の減少、普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。

転換価額調整式に使用する1株当りの時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、またはで定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。

転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(d) 上限転換価額および下限転換価額の調整

上記(c)の規定により転換価額の調整を行う場合には、上限転換価額および下限転換価額についても、「転換価額」を「上限転換価額」または「下限転換価額」に置き換えた上で上記(c)の規定を準用して同様の調整を行う。

(e) 転換により発行すべき普通株式数

A種優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換請求のために提出した A種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(f) 転換の請求により発行する株式の内容

当会社普通株式

(g) 転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱信託銀行株式会社 証券代行部

(h) 転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求書およびA種優先株式の株券が上記(g)に記載する転換請求受付場所に到

式交換、会社の分割、資本の減少、普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。

取得価額調整式に使用する1株当りの時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、またはで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とする。また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。

取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(d) 上限取得価額および下限取得価額の調整

上記(c)の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額および下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」または「下限取得価額」に置き換えた上で上記(c)の規定を準用して同様の調整を行う。

(e) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

A種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求のために提出した A種優先株式の払込価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(f) 取得の請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

(g) 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(h) 取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求書およびA種優先株式の株券が上記(g)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、A種優先株

着したときに発生する。ただし、A種優先株式の株券が発行されていない場合には、株券の提出を要しないものとする。

第 11 条の 9（転換後第 1 回目の配当）

A種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときには 4 月 1 日に転換があったものとみなしてこれを支払う。

第 11 条の 10（普通株式への一斉転換）

転換を請求することができる期間中に転換請求のなかった A 種優先株式は、同期間の末日の翌日をもって、A 種優先株式 1 株の払込金相当額を同期間の末日における転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

普通株式数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは、商法第 220 条に定める方法によりこれを取扱う。

第 3 章 株主総会

第 12 条（招集）

当会社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要があるごとに、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序に従って、他の取締役がこれを招集する。

第 13 条（議長）

株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序に従って、他の取締役がこれにあたる。

第 14 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってする。

商法第 343 条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってする。

（新設）

第 15 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人

式の株券が発行されていない場合には、株券の提出を要しないものとする。

第 12 条の 9（取得請求後第 1 回目の配当）

A種優先株式の取得により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得の請求が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときには 4 月 1 日に取得があったものとみなしてこれを支払う。

第 12 条の 10（一斉取得条項）

取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった A 種優先株式は、同期間の末日の翌日をもって当会社が取得し、これと引換えに A 種優先株式 1 株の払込金相当額を同期間の末日における取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

普通株式数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条に定める方法によりこれを取扱う。

第 3 章 株主総会

第 13 条（招集）

当会社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要があるごとに、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序に従って、他の取締役がこれを招集する。

第 14 条（議長）

株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序に従って、他の取締役がこれにあたる。

第 15 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第 309 条第 2 項によるべき特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人とし、その議決権を行使することができる。

<p>とし、その議決権を行使することができる。 (新設)</p> <p>第 15 条の 2 (種類株主総会) 第 13 条および第 15 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 16 条 (取締役の定員) 当社の取締役は、15 名以内とする。</p> <p>第 17 条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>第 18 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>第 19 条 (役付取締役および代表取締役) 取締役会の決議により、役付取締役として、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選任することができる。 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって、役付取締役のなかから選任する。 取締役会の決議により、必要に応じ、相談役または顧問を選任することができる。</p> <p>第 20 条 (取締役会の招集権者および議長) (新設) 取締役会は、あらかじめ取締役会の決議により定められた取締役がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>第 21 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役および各監査役に発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>第 22 条 (取締役会の決議方法) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数で決する。 (新設)</p> <p>第 23 条 (取締役の責任免除) 当社は、取締役の商法第 266 条第 1 項第 5 号の行</p>	<p><u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第 17 条の 2 (種類株主総会) 第 14 条および第 17 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 (取締役の定員) (現行どおり)</p> <p>第 19 条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 (現行どおり)</p> <p>第 20 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>第 21 条 (役付取締役および代表取締役) 取締役会は、その決議によって、役付取締役として、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって、役付取締役のなかから選定する。 取締役会の決議によって、必要に応じ、相談役または顧問を定めることができる。</p> <p>第 22 条 (取締役会の招集権者および議長) 当社は取締役会を置く。 <u>取締役会は、あらかじめ取締役会の決議によって定められた取締役がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>第 23 条 (取締役会の招集通知) (現行どおり)</p> <p>第 24 条 (取締役会の決議方法) (現行どおり)</p> <p><u>前項にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p> <p>第 25 条 (取締役の責任免除) 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役 (取締役であったものを含む。) の会社法第 423 条第 1 項の賠</u></p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度においてこれを免除することができる。

当社は、社外取締役との間で、爾後その社外取締役が商法第 266 条第 1 項第 5 号の行為により会社に損害を加えた場合において、職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、金 500 万円以上であらかじめ定める額と法令の定める額のいずれが高い額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

第 24 条（監査役の定員）

（新設）

当社の監査役は、4 名以内とする。

第 25 条（監査役の選任）

監査役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

第 26 条（監査役の任期）

監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第 27 条（常勤の監査役）

（新設）

監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

第 28 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前に各監査役に発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

第 29 条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で決する。

第 30 条（監査役の責任免除）

当社は、監査役の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度においてこれを免除することができる。

（新設）

償責任について会社法第 426 条第 1 項に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について会社法第 427 条第 1 項に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれが高い額とする。

第 5 章 監査役、監査役会および会計監査人

第 26 条（監査役の定員）

当社は、監査役を置く。

当社の監査役は、4 名以内とする。

第 27 条（監査役の選任）

監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

第 28 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（現行どおり）

第 29 条（監査役会および常勤監査役）

当社は、監査役会を置く。

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 30 条（監査役会の招集通知）

（現行どおり）

第 31 条（監査役会の決議方法）

（現行どおり）

第 32 条（監査役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について会社法第 426 条第 1 項に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について会社法第 427 条第 1 項に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第31条(営業年度および決算期) 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>第32条(利益配当金) <u>利益配当金は、毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u></p> <p>第33条(支払期間) <u>利益配当金が、その支払開始の日より満3年を経てなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。</u> 未払配当金には、利息をつけない。</p>	<p><u>賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第33条(会計監査人) <u>当社は、会計監査人を置く。</u> <u>会計監査人は株主総会で選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第34条(事業年度) 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>第35条(剰余金の配当) <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払うものとする。</u></p> <p>第36条(支払期間) 配当金が、その支払開始の日より満3年を経てなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。 未払の配当金には、利息をつけない。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注)上記変更案は、平成18年5月19日開催の取締役会で決議した内容ですが、平成18年6月29日開催予定の第58回定時株主総会上程する際には、文言の修正等を行う場合があります。